

所得税

◆確定申告が必要な人

- ①農業や自営業をしていたり、アパートや土地を貸したりして収入を得ている人、土地や建物などを売った人で、合計所得金額から扶養控除や基礎控除などの所得控除額を差し引き、それに基づいて計算した税額から配当控除額を差し引き、なお残額がある人
- ②給与所得者で、平成30年中の収入金額が2,000万円を超える人
- ③給与以外の所得が20万円を超える人
- ④2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計が20万円を超える人

◆確定申告すると所得税が戻る人

所得税の年税額と、すでに源泉徴収や予定納税で納めた税金の差額が、確定申告をすると戻ってくる人がいます。特に次の項目に該当する人は、注意してください。

- ①源泉徴収された配当所得や講演料などの雑所得が少額で、その他の所得も多くない人
- ②給与所得者で、医療費控除や雑損控除、寄付金控除を受けられる人
- ③給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ④予定納税した人で、確定申告する必要がなくなった人

町県民税

◆申告する必要がある人

所得税の確定申告の必要がない人でも、平成30年中に何らかの収入があった人や、全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない人は、町県民税の申告をしてください。扶養になっているかどうかは、必ず源泉徴収票などで確認してください。

平成30年に町県民税の申告をした人や、平成30年中に転入して現在も多古町に住んでいる人、新たに23歳になった人には町県民税の申告書を送付します。

また、学生で親の扶養になっている人や、会社にお勤めで「給与支払報告書」が町に提出されている人でも送付されることがあります。その際は現況をお知らせください。

◆申告をしなくてもよい人

- ①給与所得のみで、お勤め先から町へ「給与支払報告書」が提出されている人
- ②収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になっている人

◆申告をしないと…

国民健康保険税の軽減対象になれなかったり、こども園等の保育料が決められなかったりするほか、所得証明が発行できないなどの所得に関わる行政サービスが受けられない場合があります。

確定申告が始まります

～期限内に正しく申告しましょう～

申告書受付および相談期間 【役場庁舎は防犯上の理由により午前8時に開錠します】

2/18(月)～3/15(金) (土・日を除く)

相談時間●午前9時～正午、午後1時～5時 (受付は午前8時30分～午後4時)

相談会場 役場2階 第4会議室
(提出のみの場合は、1階の税務課で受け付けします)

相談受付 会場入口にある『受付簿』に名前を記入してお待ちください。順番に名前をお呼びします。不在の場合は、次の方を繰り上げてお呼びします。相談人数は午前中30名程度、午後40名程度が目安です。ただし、混雑の状況によっては途中で受付を終了することもありますので、ご了承ください。

平日は仕事などで相談に行けないという方のために休日相談も行います。

休日相談 2/24(日)・3/10(日)

※相談時間・会場は平日と同じです。
※電話による相談はできませんのでご注意ください。



申告に必要なもの

- マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は「マイナンバーが記載されているもの」と顔写真付きの「本人確認書類」の2つを持参してください。
- 印鑑 (認め印)
- 還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)
- 給与や年金の源泉徴収票原本 (コピーは不可)
※会社から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。
- 事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費が分かるもの
- 生命保険や地震保険の証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類

所得の種類や申告の内容によって必要となる書類が異なります。

注意点

- 土地、建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある人は、直接佐原税務署で申告してください。(申告書の提出のみ、町でも受け付けます)
- 台風等の自然災害により住宅や事務所などに被害を受けた方は、控除を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。
- 医療費や事業経費などの金額は、必ず事前に計算しておいてください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402
佐原税務署 ☎ 0478-54-1331

e-Tax (イータックス) をご利用ください

確定申告書は、ご自宅のパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成することができます。e-Taxで申告をすると本人確認書類の添付が不要になります。

詳しい内容については、
e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>



さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム
e-Tax

青色コーナーを開設します

事業(農業)所得・不動産所得・山林所得を生ずる業務を行うすべての方は帳簿の記帳、保存が必要です。

香取青色申告会では2月25日(月)・26日(火)の2日間、役場の申告相談会場内に

「青色コーナー」を設置して、青色申告制度の概要や特典・記帳の仕方など皆さまの疑問にお答えします。

ぜひお立ち寄りください。

